

ケアマネジャーの 質の確保・負担軽減に向けて

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」では、2024（令和6）年12月に、中間整理をとりまとめました。ここでは、ケアマネジャー業務のあり方、人材確保・定着に向けた方策、法定研修のあり方、ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進が掲げられています。その内容をみながら、ケアマネジャーの今後のあり方を考えます。



援専門員（ケアマネジャー）には多様な対応が求められるとともに、その役割の重要性は増している。

一方、生産年齢人口の急速な減少が見込まれることに加え、ケアマネジャーの従事者数（約18.3万人前後）は横ばい・減少傾向にあり、さらに介護支援専門員実務研修受講試験

適切なケアマネジメントの提供に向けて

我が国においては、高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要がさらに高まっており、居宅介護支援や介護予防支援の受給者数は増加傾向にある。また、慢性疾患や複数の疾患を抱える医療ニーズの高い高齢者、認知症の高齢者、独居高齢者や複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれるなか、高齢者の抱える課題は複雑化・複合化している。介護支

の受験者数は近年5万人前後で推移し、合格者数も2018（平成30）年以降、継続して2万人を下回る状況にある（図1）。

このようななか、利用者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、ケアマネジメンツの質を確保しながら、ICT等を活用した業務負担軽減を推進しつつ、必要なケアマネジャーのなり手を確保していくことが喫緊の課題となっている。

厚生労働省では、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保に向けた制度的・実務的な論点について包括的に検討を行うため、

2024（令和6）年4月から「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で議論を開始し、同年12月12日に中間整理をとりまとめた。

中間整理では、①ケアマネジャーの業務のあり方、②人材確保・定着に向けた方策、③法定研修のあり方、④ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進、という4つの視点が掲げられている（4頁図2参照）。

中間整理の内容は

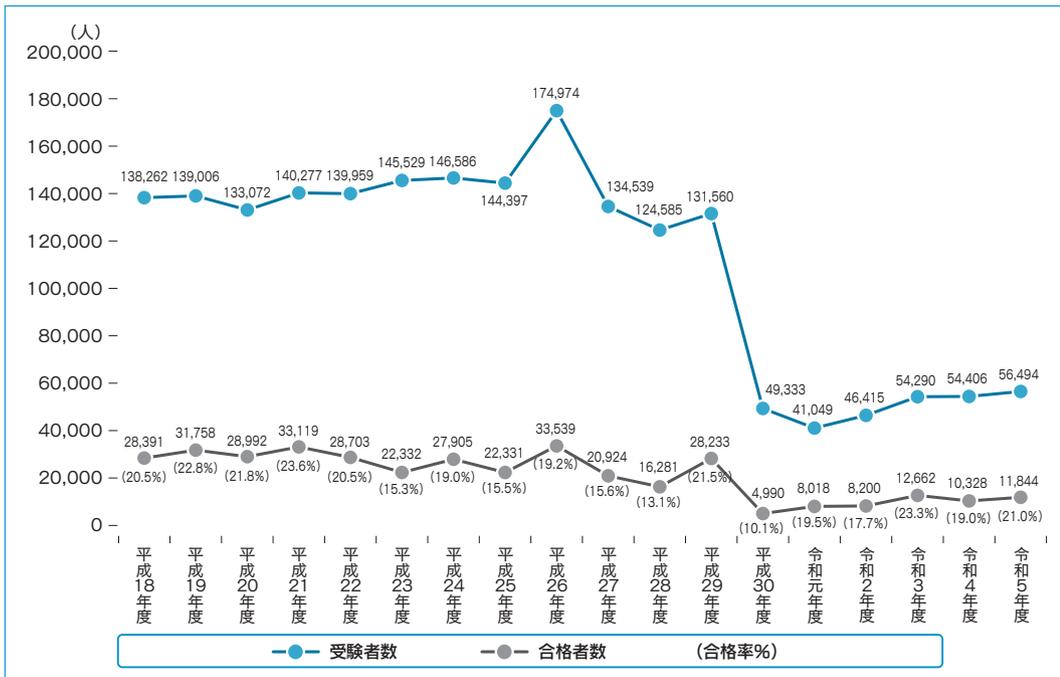
それぞれの内容を見ていくと、①のケアマネジャーの業務のあり方については、ケアマネジャーは在宅の介護サービスの要であり、利用者に寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担っていることから、かかりつけ医など医療を含む地域の関係者との顔の見える関係を構築し、利用者に適切な支援が提供されるよう配慮することが重要で、いわゆるシャドウワーク*も含め、ケアマネジャーの業務が増加するなか、専門性を生かして利用者へのケアマネジメント業務に注力できる環境整備が必要、と指摘している。

なお、シャドウワークへのケアマネジャー

*…本来の業務範囲外の、報酬の発生しない労働。ケアマネジャーの場合、例えば利用者の受診の付き添いや行政手続きの支援など



図1 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数及び合格者数の推移



ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(令和6年12月2日)参考資料「ケアマネジメントに係る現状・課題」より

重要、としている。

居宅介護支援事業所のケアマネジャーの業務負担軽減に向けた考え方としては、法定業務はケアマネジャーに求められる役割との関係から、事業所内での業務分担を検討することが必要であり、とくに利用者と直接関わる業務は、さらなる質の向上を図るとともに、その位置づけを整理する。法定業務以外の業務については、地域課題として地域全体で対応を協議すべきものであり、基本的には市町村が主体となつて関係者を含めて協議し、利用者への切れ目の支援ができる地域づくりを推進することを求めている。「地域課題として地域全体で対応を協議」する業務としては、保険外サービスとして対応しうる業務(郵便・宅配便等の発送・受け取り、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗)、他機関につなぐべ

き業務(部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援、預貯金の引出・振込、財産管理、福祉サービスの利用や利用料支払いの続き、徘徊時の搜索、入院中・入所中の着替えや必需品の調達、死後事務)をあげている。さらに、主任ケアマネジャーについては、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターいづれでも他のケアマネジャーへの指導・育成の役割を有することから、制度的位置づけの明確化、研修のあり方、役割に応じた評価のあり方、柔軟な配置等を検討するとしている。

法定研修の経済的・時間的負担が課題

②の人材確保・定着に向けた方策については、現在働いているケアマネジャーへの就労継続支援として、他産業・同業他職種に見劣りしない処遇の確保や様式の見直しによる書類作成の負担軽減、カスタマーハラスメント対策、シニア層が働き続けることができる環境の整備等を掲げている。

また、新規入職を促進するため、ケアマネジャーの受験要件(保健・医療・福祉の法定資格に基づく業務や一定の相談援助業務に従事した期間が通算5年以上である者)について、新たな資格の追加・実務経験年数の見直しを検討することを提言している。さらに、潜在ケアマネジャーの復職支援のため、再研修を受けやすい環境、柔軟な勤務体制の設定など、復帰しやすい環境の整備も求めている。

③の法定研修のあり方については、ケアマネジャーの質の確保・向上が重要である一方、



による対応状況については、「モニタリングや定期の安否確認を除く緊急訪問」が最も多く、次いで「家族介護者本人に対する相談対応」、「サービス調整等に関わらない電話等への対応、時間外相談」が多くなっている(5頁図3)。

また、利用者にとって質の高いケアマネジ

メントを実現しつつ、ケアマネジャーの業務負担を軽減する観点から、居宅介護支援事業所は個々の利用者に対するケアマネジメントに重点を、地域包括支援センターは社会資源への働きかけを含めた地域全体の支援に重点を置くことが適当であり、この役割を中心に据えつつ、業務のあり方を考えていくことが

全国唯一の 更生保護法人運営の精神科病院

— 東京都町田市・更生保護法人鶴舞会 飛鳥病院 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された東京都町田市の飛鳥病院を取りあげます。同院は更生保護法人が運営する全国唯一の精神科病院となっています。実践する精神科医療の取り組みや病院の建て替え計画について取材しました。

精神科病院と 更生保護施設を運営

東京都町田市にある更生保護法人鶴舞会（理事長：吉川正男氏）は、「安心・安全で良質な医療を提供し、地域医療に貢献する」という理念のもと、精神科病院の飛鳥病院とともに、更生保護事業の更生保護施設を運営している。

法人の沿革としては、昭和34年に財団法人更生保護会愛慈会を設立し、精神科病院の東京愛慈病院と更生保護施設を開設したことに始まる。昭和40年に病院名を日本精神医療センターに改称し、平成8年に更生保護法により財団法人が廃止となったことに伴い、更生保護法人鶴舞会に改組。平成9年に病院名を飛鳥病院に変更して現在に至っている。

更生保護事業は、犯罪をした人

や非行のある少年の改善更生を助けることを目的とした事業で「宿泊型保護事業」、「通所・訪問型保護事業」、「地域連携・助成事業」の3種類がある。更生保護施設は、犯罪や非行をした人を一定期間受け入れ、宿泊場所や食事、自立に必要な支援を提供し、社会復帰をサポートする民間施設となっている。

法人の設立時に、精神科病院と更生保護施設を開設した経緯について、事務部長の佐々木文夫氏は次のように説明する。

「刑務所や少年院の出身者のなかには、精神疾患のために罪を犯したケースがあり、精神科の受診を必要とする人の治療を行うことにより、再犯防止や社会復帰を支

援することを目指しています。現在、更生保護施設は、全国102カ所で展開されているなか、更生保護法人が運営している精神科病院は当院が唯一となっています」。

地域に根ざした 精神科医療を提供

飛鳥病院の病床数は261床で、「利用者のニーズ、時代の変化に適応した医療・看護を目指す」ことを基本方針とし、地域に根ざした精神科医療を提供してきた。

同院の開設地は、東急田園都市線「南町田グランベリーパーク駅」から徒歩10分の好立地にあり、駅直結の複合商業施設や豊かな緑に囲まれた公園とともに、駅周辺は

施設の概要

更生保護法人 飛鳥病院 鶴舞会



〒194-0005
東京都町田市南町田 3-8-1
TEL 042-795-2080
FAX 042-799-4573
URL <https://www.tsurumaikai-hosp-asuka.com>

病院開設：昭和34年
理事長：吉川 正男
病院長：田村 由江
病床数：261床
診療科：精神科、内科
法人施設：訪問看護ステーション、更生保護施設



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949